

倉敷市農業委員会農地部会議事録

1 開催日時 平成28年1月13日(水) 午前10時00分から午前10時40分

2 開催場所 倉敷市役所 5階502会議室

3 出席委員(17人)

農地部会長 18番 小野 健児 委員

農地部会長代理 16番 栗坂 正 委員

農地部会長代理 17番 岡 勝嗣 委員

委員

1番 古川 敦己 委員 2番 柿本 太志 委員 3番 千田 甚治 委員

4番 山地 康弘 委員 5番 中桐 敏憲 委員 7番 小幡 通隆 委員

8番 安田 公彦 委員 9番 難波 福治 委員 10番 難波 朋裕 委員

11番 原田 龍五 委員 12番 亀山 徹 委員 13番 難波 克巳 委員

14番 黒岡 勝美 委員 15番 光田 稔 委員

4 欠席委員(1人)

6番 田邊 洋樹 委員

5 農業委員会等に関する法律24条(議事参与の制限)に該当した委員

4番 山地 康弘 委員 5番 中桐 敏憲 委員 8番 安田 公彦 委員

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第18条の規定による許可申請について

議案第5号 農用地利用集積計画について

議案第6号 「倉敷市倉敷地域の農業の振興に関する計画」に係る意見聴取について

議案第7号 「倉敷市真備地域の農業の振興に関する計画」に係る意見聴取について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第2号 農地法第4条の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第3号 農地法第5条の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第4号 農地法第18条の規定による通知について

報告第5号 農地法第5条の規定による届出の取り止めについて

7 職務のため会議に出席した職員の職氏名

次長 池原 伸一 主任 日下部 啓司 主任 坂本 和司

主任 小林 龍治 主任 則本 真知子 副主任 早乗 周治

8 説明のために会議に出席した者の氏名

なし

事務局 池原次長	<p>(開会 午前10時00分)</p> <p>定刻となりましたので、ただいまから農地部会を開催したいと思います。</p> <p>それで、議事に入りたいと思います。農地部会の議事進行につきましては、倉敷市農業委員会会議規則により、議長は農地部会長が務めることになっておりますので、これより議事の進行は小野農地部会長さんをお願いしたいと思います。小野部会長さんよろしく申し上げます。</p>
小野農地 部会長 (以下 「議長」	<p>ただ今から、平成28年1月の農地部会を開会いたします。</p> <p>出席委員は18名中(17)名で、過半数に達しておりますので、農地部会は成立しております。</p> <p>それでは皆様のご協力を得て議事進行させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>これより議事に入ります。まず議事日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。倉敷市農業委員会会議規則第11条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p>
各委員	<p>【 異議なしの声あり 】</p>
議 長	<p>それでは(13)番(難波 克巳)委員と(14)番(黒岡 勝美)委員に申し上げます。</p> <p>なお、本日の会議書記には、事務局職員の小林主任と早乗副主任を指名いたします。</p> <p>以上で議事日程第1を終わります。</p> <p>それでは議事に入ります。1頁をお開きください。</p> <p>議事日程第2 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題にします。事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局 則本主任	<p>則本です。それでは説明させていただきます。</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」でございますが、1頁から2頁にかけて15件の申請がありました。</p>

権利の種類の内訳は、使用貸借権設定1件、所有権移転14件です。

それでは、お手元に配付しております、「農地法第3条許可申請調査票」も併せてご覧ください。

【議案第1号、1番から15番について調査票をもとに説明】

1番につきましては、前回保留の案件です。倉敷東地区協議会においてご審議いただきましたが、譲受人が下限面積の要件を満たしたため、許可とのことでした。

2番につきましては、前回保留の案件です。倉敷東地区協議会において、譲受人を招致し、所有農地の耕作状況について、聴取しました。

譲受人が、今回とは別の農地を所有権移転により取得するため平成26年4月に農地法3条の規定による許可を受けた際、許可の条件として譲受人の所有農地を適正に管理することとしていました。そのことについて譲受人に確認いたしましたが、譲受人の回答は、できるところは草刈りをして管理もしている、石や木が生えているところも撤去するつもりではいるが、すぐにはできない、とのことでした。

倉敷東地区協議会においてご審議いただきましたが、聴取内容を精査する必要があるため保留とのことでした。

4番につきましては、倉敷東地区協議会において、譲受人所有農地の耕作状況について確認する必要があるため保留とのことでした。

1頁8番及び2頁9番につきましては、合わせて下限面積を満たすこととなります。玉島地区協議会でご審議いただきましたが、営農計画書を確認し、農業を営む見込みが十分にあると判断いたしました。

その他、3番、5番から7番及び10番から15番につきましては、調査票のとおり問題のある案件はございませんでした。

今回の案件につきまして、各地区協議会でご審議いただきましたが、2番及び4番については保留、1番、3番、及び5番から15番につきましては、調査票のとおり農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしているものとして、異議なく許可とのことでした。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長

事務局の説明では、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」ですが、1頁1番から2頁15番までの計15件の内、2番、4番は保留。残り

	<p>13件は、別添調査票のとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可とのことですが、皆さん、ご異議、ご意見はございませんか。</p>
各委員	<p>【 異議なしの声あり 】</p>
議 長	<p>異議なしということですので、議案第1号は、1頁1番から2頁15番までの計15件の内、2番、4番は保留。残り13件は、許可と決定いたします。</p> <p>次に、3頁をお開きください。議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題にします。</p> <p>おそれいます、安田委員さんに関係する案件がありますので、農業委員会等に関する法律第24条により、議事参与の制限に該当しますから退席して下さるようお願いいたします。</p> <p>(安田委員 退席)</p>
議 長	<p>それでは、事務局より議案の説明をお願いします。</p>
事務局 早乗 副主任	<p>早乗です。説明は座ってさせていただきます。</p> <p>議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」でございますが、3頁に8件の申請がございました。</p> <p>次に各案件についてですが、調査結果をお手元に配付しております、別添の「農地法第4条許可申請調査票」に記載しておりますので、あわせて参照してください。</p> <p>【議案第2号、1番から8番について調査票をもとに朗読・説明】</p> <p>1番から3番については、特に問題ございませんでした。</p> <p>4番についてですが、申請地と隣地の境界線上に、田へ水を入れるための柵が設置されております。この柵は、現在申請者と隣地の土地所有者が共有で利用しているため、この柵の「施工同意書」または、「農地転用の同意書」の添付が必要と判断しました。</p> <p>このことについて、倉敷東地区協議会でご審議頂きましたが、農地部会までに同意書が添付されれば許可、添付されなければ保留とのことでした。</p> <p>申請代理人にこの旨を連絡しましたが、平成28年1月7日付けで「農地転用に</p>

	<p>についての同意書」が提出されたため許可との意見でした。</p> <p>5番から8番については、特に問題ございませんでした。</p> <p>今回、申請のありました8件についてですが、許可基準からみた検討状況につきまして、農地法第4条第2項各号に該当しないものとして、許可が適当と考えます。</p> <p>また、この8件につきまして、各地区協議会でご審議いただきましたが、転用目的どおり施工されると認められるので、異議なく許可との意見でした。</p> <p>ご審議の程、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>事務局の説明では、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」ですが、3頁1番から8番までの計8件は、別添調査票のとおり農地法第4条第2項各号に該当しないものとして、許可ということですが、皆さん、ご異議、ご意見はございませんか。</p>
各委員	<p>【 異議なしの声あり 】</p>
議 長	<p>異議なしということですので、議案第2号は、3頁1番から8番までの計8件は、許可と決定いたします。なお、許可とした8件につきましては、1月28日開催予定の岡山県農業会議 常任会 議員会議に諮問し、転用相当との答申を受けた時には、すみやかに許可書を交付することといたします。</p> <p>事務局、安田委員さんに入室するように伝えてください。</p>
議 長	<p>(安田委員 入室)</p> <p>安田委員さんに報告いたします。</p> <p>議案第2号は全件承認されましたことを報告いたします。</p> <p>次に、4頁をお開きください。議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題にします。</p> <p>それでは、事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局 早乗 副主任	<p>早乗です。説明は座ってさせていただきます。</p>

議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」でございますが、4頁から6頁にかけて15件の申請がありました。

次に各案件についてですが、調査結果をお手元に配付しております、別添の「農地法第5条許可申請調査票」に記載しておりますので、参照してください。

【議案第3号、調査票をもとに朗読・説明】

1番から6番についてですが、特に問題はございませんでした。

7番についてですが、以前、農地法第5条の許可申請書が提出された案件です。土地所有者は、平成22年度に農地法第3条により取得後、耕作を行っておらず平成23年度から耕作を行う様に指導してきましたが、耕作を行わず耕作放棄地になっていました。また、店舗の敷地面積が広すぎるため計画を再度検討する必要があるため取下げとなった案件です。

このことについて、倉敷東地区協議会でご審議頂きましたが、耕作状況については、平成26年1月頃から耕作放棄地を解消し、作付けを行っている。敷地面積について現在勤務しているフラワーショップの状況を確認した上で、今回の利用計画図により協議した結果、敷地利用についても問題なく許可意見とのことでした。

8番から10番については、特に問題ございませんでした。

11番、12番についてですが、農地転用を行う周辺農地の一部に違反転用がありました。また、違反転用以外の農地も耕作放棄地になっている状況です。

このことについて倉敷東地区協議会でご審議頂きましたが、土地全体の利用計画を再度見直す必要があるため保留とのことでした。13番から15番については、特に問題ございませんでした。

13番から15番についてですが、特に問題はございませんでした。

以上により11番12番は保留。1番から10番、13番から15番の13件は、許可基準からみた検討状況につきまして、農地法第5条第2項各号に該当しないものとして、許可が適当と考えます。

また、この13件につきまして、各地区協議会でご審議いただきましたが、転用目的どおり施工されると認められるので、異議なく許可との意見でした。

ご審議の程、よろしく願いいたします。

議 長

事務局の説明では、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」

	<p>は、4頁1番から6頁15番までの計15件の内、11番、12番は保留。残り13件は、別添調査票のとおり農地法第5条第2項各号に該当しないものとして、許可とのことですが、皆さん、ご異議、ご意見はありませんか。</p>
各委員	<p>【 異議なしの声あり 】</p>
議 長	<p>異議なしとのことですから、議案第3号は、4頁1番から6頁15番までの計15件の内、11番、12番は保留。残り13件は、許可と決定いたします。なお、許可とした13件につきましては、1月28日開催予定の岡山県農業会議 常任会議員会議に諮問し、転用相当との答申を受けた時には、すみやかに許可書を交付することとします。</p> <p>次に、7頁をお開きください。議案第4号「農地法第18条の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>それでは、事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局 則本主任	<p>則本でございます。それではご説明させていただきます。</p> <p>議案第4号「農地法第18条の規定による許可申請について」でございますが、7頁に1件の申請がありました。前回から保留の案件です。</p> <p>本件についてですが、平成27年6月18日受付で貸借人から貸借解除もしくは解約の申し入れの許可申請があり、申請人の主張が農地法第18条第2項第1号「賃借人が信義に反した行為をした場合」に該当するか否かを審議しました。</p> <p>申請人の主張は</p> <p>(1) 申請人が所有者となった平成17年以降、貸借人から賃借料の支払いがない。</p> <p>(2) 貸借人は本件農地を耕作せず土地の管理も放棄し、雑木も繁茂する状態である。</p> <p>ということです。</p> <p>処分理由案をご覧ください</p> <p>(3頁「4. 農地法第18条第2項第1号の適用について」を朗読)</p> <p>4 農地法第18条第2項第1号の適用について</p> <p>(1) 農地法第18条第2項第1号の「賃借人が信義に反した行為をした場合」</p>

とは、通常賃貸人と賃借人の関係を持続することが客観的にみて不可能とされるような行為をいうのであり、特段の事情がなく、賃借人が賃料を長年に渡って滞納している場合や、賃貸人に無断で貸借地を無断転用、田畑転換等の用法違反、無断転貸等を行った場合、正当な理由なく耕作放棄を継続している場合など、賃貸人に対し賃貸借を継続するように求めることが公平にみて不合理である場合には信義違反に該当するものと評価される。

(2) 本件においては、以下の事情が認められることから、本号に該当すると判断する。

賃貸人の主張では、賃貸人が本件農地の所有権取得後、賃料の支払いがないため、賃借人に対し二度に渡り文書を送付し支払いを求めたが、現在に至るまで無視され続けている。また賃借人は、本件農地を耕作するどころか土地の管理も放棄し、雑木も繁茂する状態である、としている。

賃料の支払いについては、支払い状況について賃借人に意見を求めたが、回答を拒否され意見が得られなかったため、農業委員会では賃貸人の主張が正しいと認定まではできない。

今回賃貸人が本件許可申請に添付している写真には、平成18年10月以降、雑草が茂っていることが認められる。また、農業委員会が平成27年6月27日に現地確認したところ、2メートルを超える高さまで雑草が繁茂しており、さらに3メートルほどの高さの雑木が生えていた。

倉敷市農林水産課に確認したところ、本件農地の雑草について、平成23年及び平成24年に近隣居住者から家の軒の高さまで雑草が生えている旨の苦情があり、平成24年10月に賃貸人及び賃借人に雑草対応依頼の文書を送付している。また、過去の経緯として平成17年10月にも本件農地が荒れていると相談があった記録があることから、客観的に見て賃借人は適正な農地の維持管理をしていたとはいえない状態であったと考えられる。

本件農地の形状は、都市計画法第7条に規定する市街化区域内農地であるが、東側は5メートル道路に面した東西に長い長方形であり、また本件農地北側は、現在宅地に転用されたが、平成26年までは水田として利用されており、耕作に供することが困難な立地条件の農地であるとはいえないと考えられる。さらに賃借人の自宅は本件農地から約50メートルに位置し、通作距離についても問題はない。不耕

作に至った理由について賃借人に意見を求めたが、回答を拒否され意見を得ることはできなかった。

賃借人の主張では電気草刈機の展示会で草を刈るつもりはあったとしているが、実際に草を刈ったとは述べていない。

農地法第2条の2に、農地について権利を有する者の責務として、農地の農業上の適正かつ効率的な利用を確保するようにしなければならないという規定が設けられていることを考えれば、農地の賃貸借において賃借人は、借入地を返還するまで借入地の管理をし、使用収益をなすことを要する。しかしながら、本件農地が前記のように荒廃した状態にあることからみると、権利を有する者の責務を果たしていないものといわざるを得ない。

(3) これらを総合的に判断すると、賃借人は少なくとも10年前から耕作や草刈り等の管理もなされていないと認められ、不耕作状態の長期化により本件農地が荒廃していることは、賃貸人と賃借人との関係を持続することが客観的に見て不可能とされる「信義に反した行為」に該当すると判断する。

以上の内容について、倉敷西地区協議会でご審議いただきましたが、処分理由案のとおり農地法第18条第2項第1号に該当するものと判断されるため、賃貸借の解除について許可意見とのことでした。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

事務局の説明では、議案第4号「農地法第18条の規定による許可申請について」は、7頁1番は許可とのことですが、皆さん、ご異議、ご意見はありませんか。

各委員

【 異議なしの声あり 】

議 長

異議なしということですから、議案第4号は、7頁1番は許可と決定いたします。なお、許可とした1件につきましては、1月28日開催予定の岡山県農業会議 常任会 議員会議に諮問し、許可との答申を受けた時には、すみやかに許可書を交付することとします。

次に、8頁をお開きください。議案第5号「農用地利用集積計画について」を議題とします。

おそれいます、山地委員さんと中桐委員さんに関する案件がありますので、

議 長	<p>農業委員会等に関する法律第24条により、議事参与の制限に該当しますから退席して下さるようお願いいたします。</p> <p>(山地・中桐委員 退席)</p> <p>それでは、事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局 則本主任	<p>則本です。それでは説明させていただきます。</p> <p>議案第5号の「農用地利用集積計画について」でございますが、8頁から12頁にかけて36件の計画が、倉敷市農林水産課に提出され、農業委員会に協議がございました。</p> <p>利用権の種類の内訳は、賃貸借10件、使用貸借25件、所有権移転1件です。</p> <p>また、所有権移転の案件を除き、利用期間の更新は13件で、更新切れを含む新規は22件です。</p> <p>面積は、農地利用集積円滑化団体による重複分を含めて109,241.82㎡です。</p> <p>今回、利用権設定を受ける借り手につきましては、農地利用集積円滑化団体によるものが3件、農業生産法人によるものが2件、一般法人によるものが1件、その他は個人です。</p> <p>また、借り手は耕作面積の下限を満たしており、農業専従者は、1人以上確保され、必要な農機具も所有しており、書類上の不備はありませんでした。</p> <p>次に11頁26番の所有権移転について説明させていただきます。</p> <p>本件は農地中間管理機構による農地売買等事業による所有権移転です。</p> <p>この農地売買等事業は、農地中間管理機構が離農農家や規模縮小農家等から農地を買い入れて、規模拡大による経営の安定を図ろうとする担い手農家へ農地の売渡しや貸付けを行います。</p> <p>本件も農地中間管理機構が所有権を取得した後、担い手農家へ売渡しを行う予定です。</p> <p>議案第5号の各案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、36件とも承認が相当と判断します。</p>

<p>議 長</p>	<p>なお、各地区協議会でご審議いただきましたが、すべて異議なく承認とのご意見でしたことをあわせてご報告いたします。</p> <p>ご審議のほどよろしく、お願いいたします。</p> <p>事務局の説明では、議案第5号「農用地利用集積計画について」は8頁1番から12頁36番までの計36件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、承認とのことですが、皆さん、ご異議、ご意見はございませんか。</p>
<p>各委員</p>	<p>【 異議なしの声あり 】</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしということでございますので、議案第5号は、36件全て農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、承認と決定いたします。</p> <p>事務局、山地委員さんと中桐委員さんに入室するように伝えてください。</p> <p>(山地・中桐委員 入室)</p>
<p>議 長</p>	<p>山地委員さんと中桐委員さんに報告いたします。</p> <p>議案第5号は全件承認されましたことを報告いたします。</p> <p>次に、13頁をお開きください。議案第6号「倉敷市倉敷地域の農業の振興に関する計画に係る意見聴取について」を議題にします。</p> <p>それでは、事務局より議案の説明をお願いします。</p>
<p>事務局 早乗 副主任</p>	<p>早乗です。説明は座ってさせていただきます。</p> <p>議案第6号「倉敷市倉敷地域の農業の振興に関する計画に係る意見について」でございますが、倉敷市長から平成27年12月14日付（農第1324号）で意見を求められています。これは、分家住宅1件、農家住宅1件を新たに農業振興計画に追加し策定するものです。</p> <p>このことについて各地区協議会でご審議いただきました。</p> <p>施設番号10番についてですが、特に問題はございませんでした。</p> <p>施設番号11番についてですが、申請者は玉野市に居住し通作を行っているとの</p>

	<p>ことでしたが農業の実態がなく、農機具の所有状況もありませんでした。</p> <p>このことを踏まえ、回答案に「施設番号11番について農業実績を確認すること。」と、条件に「振興計画の達成状況（定期的検証の結果）を報告すること。」を追記した別紙1のとおり回答するとのことでした。</p> <p>ご審議の程、よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>事務局の説明では、議案第6号「倉敷市倉敷地域の農業の振興に関する計画に係る意見聴取について」ですが、別紙1のように回答してよろしいかとのことですが、皆さん、ご異議、ご意見はございませんか。</p>
各委員	<p>【 異議なしの声あり 】</p>
議 長	<p>異議なしということですので、議案第6号は、承認いたします。</p> <p>次に、15頁をお開きください。議案第7号「倉敷市真備地域の農業の振興に関する計画に係る意見聴取について」を議題にします。</p> <p>それでは、事務局より議案の説明をお願いします。</p>
事務局 日下部 主任	<p>日下部です。説明は座ってさせていただきます。</p> <p>議案第7号「倉敷市真備地域の農業の振興に関する計画に係る意見について」でございますが、倉敷市長から平成27年12月14日付（農第1325号）で意見を求められています。これは、農家住宅1件を新たに農業振興計画に追加し策定するものです。</p> <p>このことについて、施設番号17番について真備地区協議会でご審議いただきましたが、特に問題はございませんでした。</p> <p>このことを踏まえ、回答案の条件欄に「振興計画の達成状況（定期的検証の結果）を報告すること。」を追記し、別紙2のとおり回答するとのことでした。</p> <p>ご審議の程、よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>事務局の説明では、議案第7号「倉敷市真備地域の農業の振興に関する計画に係る意見聴取について」ですが、別紙2のように回答してよろしいかとのことですが</p>

<p>各委員</p> <p>議 長</p>	<p>いますが、皆さん、ご異議、ご意見はございませんか。</p> <p>【 異議なしの声あり 】</p> <p>異議なしということでございますので、議案第7号は、承認といたします。</p> <p>以上で審議案件は終了いたしました。</p> <p>次に17頁をお開きください。</p> <p>ここからは報告案件です。</p> <p>報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出に係る専決処分の報告について</p> <p>20頁をお開きください。</p> <p>報告第2号 農地法第4条の規定による届出に係る専決処分の報告について</p> <p>22頁をお開きください。</p> <p>報告第3号 農地法第5条の規定による届出に係る専決処分の報告について</p> <p>27頁をお開きください。</p> <p>報告第4号 農地法第18条の規定による通知について</p> <p>29頁をお開きください。</p> <p>報告第5号 農地法第5条の規定による届出の取り止めについて</p> <p>一括して事務局に説明をお願いします。</p>
<p>事務局 坂本主任</p>	<p>17頁をお開きください。</p> <p>報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出に係る専決処分の報告について」でございますが、17頁から19頁にかけて18件の届出がありました。</p> <p>本件は農地法等の許可を要しない権利移動について、届出書が提出されたものでございます。</p> <p>次に20頁をお開きください。</p> <p>報告第2号 「農地法第4条の規定による届出に係る専決処分の報告について」でございますが、20頁から21頁にかけて11件の市街化区域内農地に係る転用届出が農業委員会に提出されました。</p> <p>次に22頁をお開きください。</p>

	<p>報告第3号 「農地法第5条の規定による届出に係る専決処分の報告について」でございますが、22頁から26頁にかけて41件の市街化区域内農地に係る転用届出が農業委員会に提出されました。</p> <p>次に27頁をお開きください。</p> <p>報告第4号 「農地法第18条の規定による通知について」でございますが27頁から28頁にかけて18件の通知が農業委員会に提出されました。</p> <p>以上1号は相続等による所有権、賃借権の取得に係る許可の要らない届出であり、2号から4号につきましては、地区担当の農業委員さんにご確認頂き、事務局長専決で事務処理を完了しております。</p> <p>次に29頁をお開きください。</p> <p>報告第5号「農地法第5条の規定による届出の取り止めについて」でございますが、29頁に2件の取り止め届が農業委員会に提出されました。</p> <p>報告案件については以上です。</p> <p>ご確認のうえ、ご承認をお願いします。</p>
議 長	<p>ただいまの事務局の説明について、なにかご質問がありますか。</p>
各委員	<p>【 異議なしの声あり 】</p>
議 長	<p>ご異議ないものと認め、報告第1号から報告第5号についてはすべて承認することと決定します。</p> <p>事務局他に、何かありますか。</p>
事務局 池原次長	<p>ご審議ありがとうございました。</p> <p>次回の農地部会は、平成28年2月9日（火）午前10時より、倉敷市役所502会議室にて予定しております。</p> <p>事務局からは以上でございます。</p>
議 長	<p>皆様方には公私にわたり、ご多忙の中を当部会にご出席をいただき、迅速かつ適切にご審議をたまわり、誠にありがとうございました。皆様のご協力を得て無事、</p>

議事進行をすることができました。

次回農地部会は先ほど事務局から案内があったとおりですので、ご出席のほど、
よろしく願いいたします

これにて、散会いたします。

(閉会 午前10時40分)

農業委員会部会会議規則第11条第2項の規定により署名・押印をする。

平成28年1月13日

倉敷市農業委員会

農地部会長

署名委員

署名委員